

平成30年度 豊島区教育委員会の教育目標

[1] 豊島区教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化を創造し、豊かな社会の実現を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人、豊島区民となることを期して行わなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化等、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが、重要になっている。

豊島区教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

[2] 平成 30 年度豊島区教育委員会の基本方針

豊島区教育委員会は、先に述べた教育目標の達成のために、以下の基本方針を定める。

1 人権教育及び人間教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育を推進する。
- (2) 豊かな体験活動を通して、子供たちが生命や自然の大切さ、他者と協働することの重要性などを実感できるようにするとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を重視した道徳教育の要である「特別の教科 道徳」^{注1}を確実に実践し、学校の教育活動全体で道徳教育の充実を図る。

また、人間形成の第一歩である幼児期において「生きる力の基礎」を培う教育を充実させるとともに、規範意識の芽生えなど道徳性の育成を図る。

- (3) 「いじめ防止対策推進法」及び「豊島区いじめ防止対策推進条例」の制定趣旨を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」において、いじめの防止等の対策を組織的・継続的に行うとともに、いじめや不登校等の問題解決と自立支援、互いに認め合い共に学び合える学校づくりを推進する。

また、全校（園）を挙げて体罰の根絶、相談・即応体制の充実を図る。

- (4) 子供たちが、進んで思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の一員としての自覚を高め、自ら社会に貢献しようとする社会性の涵養を図る。

2 確かな学力の定着と豊かな個性の伸長

- (1) 「確かな学力」の育成の基盤となる学級経営を充実させ、一人一人の個性を生かし、多様な人々との協働を促すとともに、家庭との連携を図りながら、子供の基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣の確立を図る。
- (2) 各教科等の指導に当たって、知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を目指し、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。
- (3) 「学び方」を学ばせる授業の工夫や補習支援チューターの活用により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む方法や態度を育成する学習スキルを定着させる。
- (4) 学習状況に関する調査結果の分析、心理検査とのクロス集計分析、授業改善プランを活用して、子供の資質や能力の伸長を図る。
- (5) 子供の特性や習熟の程度に応じた学習を通して個に応じた教育を展開し、豊かな個性や創造性の育成を図る。
- (6) 「としま土曜公開授業」の実施及び長期休業の短縮により授業時数を確保し、子供たちに確かな学力の定着を図る。
- (7) 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期となる幼児教育の在り方について、子供の発達や学びの連続性を保障するため、異校種間の交流や幼・保、

小中一貫教育連携プログラムの拡充、幼稚園・保育園でのアプローチカリキュラム及び小学校入学後のスタートカリキュラムにより、幼・保、小・中学校の円滑な接続を図る。

- (8) 将来子供たちが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、ボランティア活動を推進し、望ましい勤労観・職業観を育む。
- (9) 障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する。

また、小学校における特別支援教室の巡回指導や自閉症・情緒障害固定学級における指導及び中学校特別支援教室の開設に向けて、特別支援教育の一層の充実を図る。

さらに、就学相談の拡充を図り、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる環境を整えるとともに、子供たち相互がふれ合い共に活動する機会を積極的に推進する。

- (10) 子供たちが将来、国際社会に生きる日本人として活躍できるよう、コミュニケーション能力を高め、幼稚園における英語遊び及び小・中学校における英語活動・教育の充実を図る。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック教育を推進し、外国の言語や文化に触れたり、自国の文化や歴史を発信したりする機会を拡充する。
- (11) 高密度都市において、環境負荷の少ない持続発展が可能な社会を目指し、環境に配慮した施設・設備を活用して環境に対する関心を高め、人としての生き方、在り方を育む環境教育を推進する。
- (12) 各教科等におけるプログラミング的思考力の育成をはじめ、ICT機器を有効に活用した学習活動を積極的に実施する。
また、情報活用能力を高めるとともに、インターネットや携帯電話など発達の段階に応じたICT活用能力及び情報モラルの育成を図る。
- (13) 宿泊及び校外学習等の実施により、学年の学習内容に合わせた体験型学習や集団活動の実践、様々な人々との交流活動をはじめ、自然や歴史、文化、産業等への興味・関心を高める。

3 家庭・地域との連携・協働と学校経営の改革の推進

- (1) 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標をもち、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。
- (2) 学校の教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好環境を生み出す「カリキュラム・マネジメント」を推進するとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努める。
- (3) 教員の資質・能力の育成と学級経営や授業力の向上を図るため、職層に応じた教員研修を充実させるとともに、秋田県能代市との教育連携の成果を共有し、学校、教育委員会が連携して人材育成を推進する。
- (4) 体罰は暴力であるとの認識の下、全校（園）を挙げて体罰を根絶し、地域に信

- 頼られる学校づくりを推進する。
- (5) 虐待など子供を取り巻く環境の悪化が要因となって、子供たちの学習権が妨げられることのないよう、一人一人の児童生徒が置かれている状況を十分に理解・把握するとともに、保護者への適切な情報提供や関係機関との緊密な連携を図る。
 - (6) 放課後、教育活動に支障がない範囲で、学校施設を子どもスキップ事業等として活用するとともに、大地震等の緊急時においては、子どもスキップとの連携を深め、一元的に安全管理を行う。
 - (7) 校務事務の負担を軽減できる校務支援システムを有効に活用し、教員がゆとりをもって児童・生徒や保護者と向き合うことができる学校づくりを推進する。
 - (8) 保護者のニーズに応えた預かり保育や子育て相談を実施し、幼児教育におけるセンター的機能の充実を図り、保護者、地域から一層信頼される幼稚園経営を推進する。
 - (9) 区民の教育参加を促進するため、「教育だより豊島」、広報紙及びホームページ等を通して積極的に教育情報を発信するとともに、幼稚園、保育園、学校、家庭、地域が連携し、家庭教育の支援・充実を図る。
 - (10) 土曜公開授業や学校参観週間、学校運営連絡協議会の充実を図り、学校経営方針に基づく教育活動の成果を評価・検証して、学校、家庭、地域が協働する学校評価システムを構築する。
 - (11) 学校運営連絡協議会に学校支援コーディネータを設置する等、豊島区独自のコミュニティスクール^{注2}制度を導入し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

4 安全・安心な教育環境の整備充実

- (1) 豊島区が認証取得したWHOセーフコミュニティの取組と連携して、すべての学校において安全・安心な学校づくりを推進する。
また、インターナショナルセーフスクールの認証・再認証取得に向けて、取組の一層の充実を図るとともに、その取組の成果を全校（園）に広め、安全教育の充実を図る。
- (2) 交通事故や犯罪などの危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、学校・地域の防災や災害時のボランティア活動に積極的に参加し、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図り、地域と連携した学校安全体制を確立する。
- (3) 小学校通学路への防犯カメラ設置（平成29年度完了）と幼稚園、小学校及び中学校の敷地内に防犯カメラの設置（平成30年度完了予定）により、通学路内の安全対策と学校や園における不審者侵入の抑止、初期対応など安全確保の取組を一層推進する。
- (4) 老朽化した学校の改築及び改修を「豊島区立小・中学校改築計画」等の計画に基づいて、着実に進める。改築・改修にあたっては、学びの拠点としての充実はもとより、放課後対策事業の充実、エコスクール化の推進、防災拠点機能、地域交流の場としての機能についても配慮した施設となるよう整備する。
また、学校改築を着実に進めるとともに、施設整備のスピード化を図るため、長寿命化等についても検討する。
学校トイレについては、本年度を最終年度として「清潔で明るく、入りやすい

トイレ」の改修を完了させ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整える。

- (5) 学校給食における食物アレルギー等へのより安全な対応を推進し、教職員の理解促進のための研修や緊急時の対応訓練等、学校における対策の徹底に取り組む。

5 文化・スポーツ・健康に関する教育の推進

- (1) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、「豊島区教育委員会推薦図書 120冊」をはじめ学校図書館における蔵書の充実及び活性化を推進する。

また、学校図書館を学習情報センターと位置付け、全校に配置した学校図書館司書及び学校図書館システムを有効に活用し、読書活動の質の向上を図る。

さらに、ICT機器を活用し、タブレット端末等での調べ学習や発表が可能な教室環境の整備を推進する。

- (2) 「豊島の森物語」、「としま緑の環境教育プログラム」など、区独自の「豊島ふるさと学習プログラム」を活用して、地域の歴史や文化、芸術に学び、郷土を愛する心を育てる。

- (3) 子供たちの健康・体力づくりを推進するため、関係諸機関等と連携し、体育・健康教育や運動部活動の充実を図るとともに、食の安全に配慮した食育の推進を図る。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、全校でオリンピック・パラリンピック教育^{注3}を推進する。

- (4) 「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ、がんの仕組みや予防・歯と口腔の衛生に関する正しい知識と生活習慣の習得を図るなど、健康教育を推進する。

- (5) 子供たちの放課後の安全・安心な活動拠点を設け、子供たちが、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動に取り組むことができるよう支援する。

- (6) 子供たちが、伝統と文化を尊重し、郷土に愛着をもつよう、有形・無形文化財、埋蔵文化財などを活用した学習を支援する。

注1 「特別の教科 道徳」

学習指導要領の改正により、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して実施される。これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置づけ、「考え、議論する」道徳科への転換により、児童生徒の道徳性を育む。本区では、平成28年4月から他地区に先駆け、先行実施している。

注2 コミュニティスクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された学校運営協議会を設置する学校。地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

注3 オリンピック・パラリンピック教育

学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容とオリンピック・パラリンピックを関連付け、「オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境」の4つのテーマと「学ぶ、観る、体験する、支える」の4つのアクションを組み合わせた取組を展開する。特に、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を重点的に育成する。